

厚生労働省からのお知らせ

「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添1に係る医薬品の供給状況の調査結果について

3月4日に厚生労働省医政局経済課より次のとおり通知が発出されましたので、お知らせいたします。

※通知全体は以下のリンクよりご覧になれます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000908112.pdf>

医政経発 0304 第4号
令和4年3月4日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局経済課長
(公 印 省 略)

「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添1に係る
医薬品の供給状況の調査結果について

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

『医療用医薬品の供給不足に係る対応について』の別添1に係る医薬品の適切な流通について(周知依頼)(令和4年1月25日付け医政経発 0125 第4号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「1月通知」という。)の別添の日本製薬団体連合会宛て通知により実施した、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「12月通知」という。)の別添1に掲げる成分規格について、製造販売企業が販売する製品(銘柄)ごとの供給状況に関する調査の結果は、別紙の通りとなりましたのでお知らせいたします。

あわせて、別添のとおり、日本製薬団体連合会に対し、12月通知及び本調査の結果を踏まえ、出荷調整の解除に努めていただくこと、必要な情報提供を適切に実施していただくこと、安定供給に努めていただくことについて、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会及び四病院団体協議会に対して、購入量の一定の目安を示した上で必要最低限の発注としていただくこと、同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただくことについて、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会に対して、当該成分規格の供給が偏らないように受注・出荷を行うこと等による医薬品の安定供給及び円滑な流通への協力について、それぞれ、1月通知に引き続き協力をお願いしておりますので、ご了知いただくとともに、これらの団体に加盟していない医療機関・薬局等の関係者を含め、貴管下関係者への周知徹底方よろしく申し上げます。

【別紙】

「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の
別添1に係る医薬品の供給状況の調査結果

『医療用医薬品の供給不足に係る対応について』の別添1に係る医薬品の供給状況の調査について(調査協力依頼)(令和4年1月25日付け医政経発 0125 第1号厚生労働省医政局経済課長通知)により実施した、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知)の別添1に掲げる成分規格について、製造販売企業が販売する製品(銘柄)ごとの供給状況に関する調査の結果は、以下の通りです。

なお、出荷状況については、通知発出日時点における当該製品の出荷状況について以下の区分により回答いただいています。

- A. これまでの自社出荷量又は予定出荷量の概ね 100%以上の出荷状況。(通常通りに出荷している状況)
- B. これまでの自社出荷量又は予定出荷量の概ね 80%以上 100%未満の出荷状況(出荷が減少している状況)。
- C. これまでの自社出荷量又は予定出荷量の概ね 80%未満の出荷状況(出荷に支障が生じている状況)。
- D. 市場に出荷していない状況(出荷が停止している状況)。

また、上記でC又はDと回答いただいた場合には、その理由と、出荷状況が改善される見込みの時期についてもあわせて回答いただくよう依頼しております。

原則として、各製造販売企業から回答いただいた内容をそのまま掲載しておりますが、企業秘密に該当する事項等、そのまま公表することが適切でない記載については、一般的な表現に変更するなど、一部修正している場合があります。